

フェミニスト認識論における無知の問題 —無知の認識論から認識的抑圧へ—

大橋一平

概要

The purpose of this paper is to introduce the issue of "epistemology of ignorance," which has been discussed as one of the main themes of feminist epistemology, and the process of its formation, while summarizing the state of debate to date and examining how ignorance and credibility are important factors in epistemic injustice and harm. (1) we will outline feminist epistemology and review what this epistemology takes issue with. Then, (2) we will discuss why "ignorance" forms a unique problem domain for the discussion of this epistemology. Based on this, (3) we will organize several perspectives on "pernicious ignorance" as a problem for the epistemology of ignorance. Next, (4) what kind of social structure forms pernicious ignorance will be discussed in relation to credibility judgement. Finally, (5) we will organize the various injustices and harms discussed so far from the perspective of "epistemic oppression," and at the same time, we will discuss the points that need to be corrected that are required in response to them. The discussion of ignorance in feminist epistemology clarifies the mechanism of social structure in which ignorance arises, allowing for the condemnation of the ignorance of people in privileged positions and enabling individuals to recognize their own social position, to be aware of their epistemic responsibility based on that position, and to engage in cognitive practices that actually resist pernicious ignorance. It enables the individual to recognize his or her social position, to be aware of his or her epistemic responsibility based on it, and to actually engage in epistemic practices that resist pernicious ignorance.

Keywords: フェミニスト認識論、無知の認識論、信用性、認識的抑圧、認識的不正義

1 はじめに

今日、社会的に優位な立場にある者の無知に基づく差別的発言やハラスメントが、しばしば問題となっている。その際われわれは、そこでなされたことに対して何らかの悪質さを見て取るがゆえに、反発を覚え、非難を差し向けることがある。しかし、実際に無知の悪質さを論じることは難しい。

知識の条件を中心に問う従来の認識論において、無知という問題は、知識の問題ほど主題的には論じられてこなかった。多くの文献で暗黙の了解となっている支配的な標準的見解は、「無知とは知識の欠如あるいは不在である」というものだ^{*1}。しかし、そのような受動的な無知の定義では、無知が特定の社会の構造や、そこでの認識実践から能動的に生み出されるものでもあるという点を理解することができない

「無知はいかにして、倫理的に悪い動機に基づく認識実践から生み出されるのか」、「無知はいかにして、抑圧的な社会構造のなかで維持または再生産されるのか」、「無知は、どのような認識的な不正義や害をもたらすのか」。フェミニスト認識論 *Feminist Epistemology* と呼ばれる議論領域は、従来の認識論に対して、このような問題を投げかけてきた。本稿はサーベイであり、目的はフェミニスト認識論の主要テーマの一つとして論じられてきた「無知の認識論」^{*2}という問題とその成立過程を紹介しつつ、これまでの議論状況を整理し、認識的不正義や害において無知と信用性判断がいかに重要なファクターとなっているのかを検討することである。フェミニスト認識論は主に英米圏において盛んに論じられているものの、日本においてはほとんど紹介されていない。それゆえ本稿ではまず、(1)フェミニスト認識論の概略と、この認識論が問題にするものについて確認する。そして、(2)この認識論の議論にとって、なぜ「無知」が固有の問題領域を形成するのかについて論じる。それを踏まえ、(3)無知の認識論が問題とするところの「悪質な無知」についていくつかの観点から整理を行う。次に、(4)悪質な無知がどのような社会的な構造によって形成されるのかについて、信用性判断^{*3}との関わりから論じる。最後に、(5)ここまで論じてきた様々な不正義や害を「認識的抑圧」という観点から整理し、同時にそれに対して求められる是正すべきポイントを論じる。フェミニスト認識論における無知についての議論は、無知が生じる社会構造のメカニズムについ

^{*1} Driver (1989, pp. 373–376); Fields (1994, p. 403); Flanagan (1990, p. 422); Houlgate (1968, p. 109); Unger (1975, p. 93); Zimmerman (1988, p. 75; 2008, ix).

この定義に対する代替的な見解では、「無知とは真なる信念の欠如または不在である」というものだ。

Goldman (1986, p. 26); Goldman and Olsson (2009, pp. 19–21); Guerrero (2007, pp. 62–63); Rivera-López (2006, p. 135); Van Woudenberg (2009, p. 375).

^{*2} 「無知の認識論」に関する主な論集として以下のものがある。

Sullivan, Shannon, and Nancy Tuana. 2007. *Race and Epistemologies of Ignorance*. SUNY Press.

Proctor, Robert N., and Londa Schiebinger, 2008. *Agnotology: The Making and Unmaking of Ignorance*. Stanford University Press.

Gross, Matthias, and Linsey McGoey. 2015. *Routledge International Handbook of Ignorance Studies*. Routledge. 2022年に第二版が出版されている。

Peels, Rik, and Martijn Blaauw. 2016. *The Epistemic Dimensions of Ignorance*. Cambridge University Press.

また哲学における無知概念の包括的に論じたものとして次の研究書がある。

Peels, Rik, 2023. *Ignorance: A Philosophical Study*. Oxford University Press.

^{*3}本稿において信頼は *trust* の訳語であり、信用(性)は *credibility* の訳語である。

て明らかにすることで、特権的地位にある人間の無知についての非難を可能ならしめ、個々人が自らの社会的立場を認識し、それに基づいた認識的責任を自覚し、実際に悪質な無知に抗する認識的実践を行うことを可能にするのである*4。

2 フェミニスト認識論の概観

本節ではまず簡潔にフェミニスト認識論の歴史とそこで問題とされているものについて確認する。フェミニスト認識論は1980年代初頭に、伝統的な認識論の枠組みと社会科学や自然科学の研究で採用されている実証主義の方法論の両方がフェミニストの観点から不適切であるということへの応答として生じてきた(Grasswick 2021)。そこで問題にされたのは認識論の方法論があまりに個人主義的であり価値中立的であるという点である。初期のフェミニスト認識論の代表的な論者であるサンドラ・ハーディング(“Why has the Sex/Gender System Become Visible Only Now?” (Harding 1983))とロレイン・コード(“Is the Sex of the Knower Epistemically Significant?” (Code 1981))はそれぞれ科学哲学と認識論の領域において、ジェンダーという要素が人が何を知るのか、どのように知るのかという問いに如何に関係するのかを問題にした。例えば、コードは伝統的認識論が暗黙に前提している男性的バイアスが、「どこからでもない眺め View from nowhere」*5という理想によって覆い隠されているという問題を指摘した(Code 1992)。

しかしフェミニスト認識論は単に伝統的認識論のツールを批判したり、伝統的認識論のトピックにフェミニスト的関心に基づいた問題を追加したりするだけではない。コードが主張するようにフェミニスト認識論は「認識的な地盤の書き換え remapping the epistemic terrain」を行ってきた。(Code 1992, 20)。

フェミニスト認識論が扱う主要な問題は、まず伝統的認識論が前提にしている、知識についての個人主義かつ価値中立的な枠組みである。自律的で代替可能な形式的主体を前提している認識の枠組みでは、知識主体がいかなる特徴をそなえているのか、またどのような社会的状況のうちにあるのかといったことが問題にならない。フェミニスト認識論は、この知識主体の属性であるジェンダーや社会的状況、そこで権力関係が、知識の生産過程において重要なファクターになっていることを明らかにした。

また、フェミニスト認識論は、伝統的認識論における知識の獲得の「理想的な条件 ideal condition」、つまり「アプリアリな正当化の基準を明らかにする」知識一般の理論を説明しようとする態度を、知識の社会的状況性を無視したものとして批判する(Alcoff and Potter 1992)。フェミニスト認識論が採用するのは、特定の社会的条件の中から個々の探究者が直面する認識上の課題を理解し、それに対応することを目指す「非理想理論 non-ideal theory」である(Medina 2012; Grasswick 2021)。

このように、フェミニスト認識論は、知識の生産における社会的状況性を考慮し、ジェンダーが認識論の枠組みにおいて重要な位置を占めることを議論してきた。だがフェミニスト認識論は、ジェンダーというファ

*4 無知の認識論的問題について日本語で読める文献として、『現代思想』(51(7))での特集「無知学/アグノロジーとは何か」がある。また中村(2017)、太田(2020)が倫理学における無知の分類を行っている。

*5 「どこからでもない眺め」という表現はトマス・ネーゲルによる同名のタイトルの書に由来するが、コードは伝統的認識論が前提している価値中立的な純粋な客観性の理想を示すためにこの表現を用いている。

クターだけを主要な分析カテゴリーにしているわけではない。すでに 90 年代のフェミニスト認識論者たちは、ジェンダーはその他の人種や民族性、階級、セクシュアリティ、健全性のような抑圧の軸を表す社会的アイデンティティのカテゴリーから切り離されて、単純にそのカテゴリー単独で理解できるものではないということを理解していた。

「政治的関係(つまり、異質な権力関係)が知識論に関与している多くの方法に対する認識の高まりは、知識の生産に影響を与えるものはジェンダー・ヒエラルキーだけではないという結論に至った。認識的権威は通常、ジェンダーだけでなく、人種、階級、セクシュアリティ、文化、年齢などを含む一連の標識と関連している。さらに、フェミニスト理論の発展は、分析のカテゴリーとしてのジェンダーは、他の要因がそのまま維持されている限りは特定の文脈から抽象化できないこと、ジェンダーは決して「純粋」あるいは単独の影響として観察することはできないことを実証している。ジェンダー・アイデンティティは、他のアイデンティフィケーションやヒエラルキーのシステムとの複雑な相互関係の構成要素としてでなければ、十分に理解されることも、認識されることさえもできないのである。したがって、抽象的な普遍としてのジェンダーは有用な分析カテゴリーではなく、また研究によって知の生産に働く多数の抑圧が明らかにされてきたため、フェミニスト認識論は多次元的な層を持つ研究プログラムとして浮上しているのである。」Alcoff, Linda & Potter, Elizabeth (1992, 3)

このような点で、近年のフェミニスト認識論は、ジェンダーそのものではなく、社会的正義の認識論的次元を検討するものと説明する者もいる(Rooney 2017)。またフェミニスト認識論を社会認識論^{*6}の一形態として理解する論者や(Anderson 1995, 2017; Grasswick 2013)、あらゆる認識上の抑圧的システムからの解放を目的にするという点で「解放的認識論 Liberatory epistemology」と自らの仕事を記述する論者(Tuana 2001; Scheman 2001; Grasswick 2011)、従来の個人主義的な徳認識論への批判として抑圧的な社会的状況を考慮し、そこからの解放を目指す「解放的徳認識論」を提唱する論者もいる(Daukas 2019)。

3 フェミニスト認識論における無知の問題

では、このような関心をもつフェミニスト認識論において無知はなぜ固有の問題として論じられているのだろうか。本節ではフェミニスト認識論の代表的な論者であるロレイン・コードから、サンドラ・ハーディング、チャールズ・ミルズへと至る議論の流れを確認することを通じて、フェミニスト認識論の主要な発想がいかに関知の問題を論じるために重要であるかを検討する。

^{*6} フェミニスト認識論と社会認識論の関係については Grasswick(2019)を参照。

3.1 ロレイン・コードの「認識的地勢の地理学 Geography of the epistemic terrain」

コードは彼女の初期の論考から常に伝統的認識論の個人主義的かつ価値中立的な枠組みを批判することから議論を行っている。コードによれば伝統的認識論が議論してきた知識の S know that p モデルの正当化に関する必要十分条件をめぐる議論は知識をあまりに狭く考えすぎている(Code 1992)。

「実証主義的-経験主義的認識論の**実証主義**は、S-knows-that-p の主張とそこから導かれると信じられているすべてのもののパラダイムの地位を保証するのに役立つ。実証主義的認識論者にとって、理想的な観察条件下での感覚的観察こそが特権的な知識の源であり、確実性を最もよく約束するものである。知識主体は固有の愛着をもたない、中立的な観衆 *neutral spectators* であり、知識の対象は彼らから切り離された、観察的な知識収集のプロセスにおける不活性なアイテムである。発見は命題(例:S-knows-that-p)として提示され、観察データへの訴求によって検証可能である。個々人各々、知識の追求者は、証拠に対して単独かつ切り離され説明される。しかし、彼の認知的努力は、同じ状況下にある他のいかなる個人的な知識主体でも再現可能であると信じられているのだ。」(Code 1992, 17)

英米圏での主要な認識論における S know that p モデルに代表される知識の枠組みは純粋な客観性と価値中立性を理想にしており、そこではあらゆる特殊性や偶発性は考慮から外される。そこにおいて前提されているのは自律的かつ一元的で同質的な認識主体であり、S に当てはまる互いに代替可能な「だれでも代行可能な知の担い手 *surrogate knowers*」である。コードはこの認識論のモデル自体を批判しているわけではない。むしろ特定の科学的知識(ex.「地球は球体である」)は観察する主体がだれであるかにかかわらず、その知識の対象は正当化されなければならないという点は認めている。コードが問題とするのは、このような特定の限定された領域の知識に対する探求のモデルを日常生活のあらゆる認識の営みにまで拡張しようとする態度である。コードはこの認識論の態度のことを純粋な客観性と価値中立性の理想と呼んで批判している。さらにコードが指摘するのは、このような特定の観察主体に依存しないことを理想とする認識論の議論が、にもかかわらず自身の社会的位置づけや感情に対して関心を抱かない理性的な観察者という極めて限定された主体を前提しているということである。このような前提のなかでは、知識主体がいかなるアイデンティティをもち、どのような社会的状況にあるのかは認識過程において問題とされない。さらに知識の対象に関しても、知識の主体やその対象が置かれている社会的状況からは切り離されたものとして措定されている。コードはこのような「どこからでもない眺め」を理想とする認識論の枠組みが認識主体の関心やその社会的状況性を考慮に入れないために、知識と権力に関して無関心であり、あたかも政治的に中立かつ無害であるかのような確信を与えると批判する(Code 1992)。

それゆえコードはこのような伝統的認識論の枠組みに対して、知識主体の関心やアイデンティティ、社会的状況といった認識的な場所 *location* を考慮にいれた「認識的地勢の地理学 *Geography of the epistemic terrain*」を提唱する。

「認識的地勢の地理学とは、自然地理学ではなく、主観的な立場やアイデンティティ、そしてそれらを生み出す社会政治的な構造についての質的分析を展開する人口地理学である。社会的な立場が異なると、現実の解釈も多様になり、世界に対する視点も異なってくるからだ。・・・これらの分析は、知識主体は常にどこかにいて、その場所の特異性によって制限され、また可能になるという認識から導かれるものである。(Code 1992, 39)」

無知の問題はこのような認識的地勢の地理学のプロジェクトのなかで固有の位置が与えられることになる。知識が知識主体の状況との関係で理解されるように、無知もまた知識主体が置かれた社会的文脈、その認識的な場所との相関関係において理解されるのである。

「無知を決定するのは、私の場所、経験、知覚能力等々(全てが問題になるわけではないが)といった個々の認識的状況性と、この特定の調査対象について結論を出す際に求められるものとの間の相互作用である」(Alcoff 2007,43)

知識主体がみな状況づけられているという事実は、無知を単に知識の欠如以上のものにする。私たちがどのような知識を追求することに関心を持ち、義務をもっているのかに相関して、何を知る必要がないのかも定められる。

3.2 サンドラ・ハーディングのスタンドポイントセオリー

サンドラ・ハーディングもまたコードと同様に知識が知識主体の社会的状況によって形成され、限界づけられているという「状況に置かれた知識 Situated knowledge」という考え方を共有している(Harding 1986)。ハーディングやハートストックらスタンドポイントセオリーの論者はマルクス主義からの影響のもと、認識的に有利なのか不利なのかは社会的・集団的な立場 standpoint にもとづいていると主張する。抑圧された者の視点は支配者の視点と比較して認識的な優位性を持つという前提のもと、社会的な立場がどのように人の認識を形成するかを強調するのである(Harding 1986; Hartsock 1983)*7。そして(科

*7Harding(1986)はフェミニスト認識論の立場を以下の三つに分類している(25-8)。

・フェミニスト経験論 feminist empiricism

:経験主義者は、性差別や男性中心主義というのは既存の科学的探究の規範を厳格にすることで修正していくことのできるバイアスであるとし、科学探究における多様な視点(特に集団としての女性の視点)は上記のバイアスを修正し、科学の客観性を増大させていくために必要であるとする。

・フェミニスト・スタンドポイントセオリーfeminist standpoint theory

:スタンドポイント論者は、「社会生活における男性の支配的な立場は、部分的で誤った理解をもたらすが、女性の被支配的な立場は、より完全に誤りの少ない理解の可能性をもたらすと主張する。フェミニズムと女性運動は、女性の視点を、自然や社会生活の解釈と説明を、より道徳的・科学的に望ましい仕方で根拠づける「スタンドポイント」に変えることができる探求と、政治的闘争の理論と動機を与える。」(26)

・フェミニストポストモダニズム feminist postmodernism

学的)知識が非歴史的で非局所的であるという主張を批判し、知識の歴史性と西洋中心性を再考する(Harding 1992, 452)。

しかし留意しなければならないのは「状況に置かれた知識」概念とスタンドポイントの概念との区別である。アリソン・ワイリーが「自動的な認識的特権テーゼ」として指摘しているように、スタンドポイントセオリーの論者たちが強調する特定のスタンドポイントの優位性は特定の個人もしくは集団の置かれている社会的、政治的状況から自動的に導かれるものではない。そうではなく、スタンドポイントは「自らの社会的立場の本性と、その位置付けがもたらす認識的な影響」に関して批判的な意識を形成するなかで生み出されるものなのである(Wylie 2004, 344)。つまり私たちの置かれた社会的状況において、どのような仕方でも知識が生み出され、権威づけられるのか、その条件について批判的に意識している認識主体によって、奮闘のなかで獲得されるものがスタンドポイントである(Wylie 2004, 343)。それゆえスタンドポイントセオリーにおいては、知識主体の社会的立場付けがもたらす認識的影響(特定の知識領域へのアクセス可能性や共有している認識的資源の有無等)だけでなく、その認識的影響に基づいている社会的条件や、知識生産の場における機能について、集団的に培われていく理解が重要視される。

ハーディングは91年の著書『誰の科学？誰の知識？』にて、科学研究における社会的諸関係に対する見解が、支配的立場の人々の見解に比べ、周縁化されている者のスタンドポイントに基づいた見解はより歪んでいないものである、というスタンドポイントセオリーのテーゼを支えるいくつかの主張を検討している。そのなかで無知というテーマにおいて特に重要であるのは、「抑圧されたグループのメンバーは、支配的なグループに比べて、社会秩序について無知であることへの関心が低く、現状を維持したり正当化したりすることに投資する理由が少ない」というハーディングの主張(Harding 1991, 126)である。特権的な社会的地位にある人間が自らの特権や社会構造に対して無知であり、現状の抑圧的な構造を維持し正当化してしまう傾向にあるのに対して、抑圧されているグループのメンバーは、自らが置かれている社会の構造を批判的に見、評価したいという動機をもっている。自身が抑圧されているという理解は、単に自然的ないし社会的に不幸であるということの認識なのではなく、支配的立場の人々が自明なものとしている抑圧的な社会的秩序がどう働いているのかを明らかにするものなのである(Harding 1991, 126)。二瓶(2021)が整理しているように、周縁化されている個人や集団の経験は、彼女らが置かれている社会的立場が自身の認識的環境に与えている影響を意識させ、さらには既存の社会条件を変革する批判的な視点をもつよう動機づける。スタンドポイントセオリーにおいて無知は単に社会的な状況に左右されるだけでなく、集団的アイデンティティに関連する。またどのようなスタンドポイントに基づいているのかに応じて、アクセス可能な知識が異なるという点から無知は理解される。

:社会的立場と知識の関係を探ろうとする経験主義者とスタンドポイント論者の関心を共有するが、あらゆる本質主義を否定し、社会的に位置づけられた視点の多重性と、どの視点が社会的言説をうまく支配するかを決める社会権力の役割に焦点を当てる。

上記の分類のうち特にフェミニスト経験主義とフェミニスト・スタンドポイントセオリーの関係について詳しい文献として二瓶(2021)がある。

3.3 チャールズ・ミルズの構造的無知

ミルズは認識過程に関してハーディングらの知識の社会的状況性とスタンプポイントについての議論を前提しつつ、認識論における人種差別的構造の分析によって、より構造的な説明を行っている。スタンプポイントセオリー等のフェミニスト理論を参照することで、構造的な人種差別において非抑圧的立場にある非白人であることが、その従属化のメカニズムを理解するための批判的観点を獲得しようと、ミルズは主張する(Mills 1997, 109)。「無知の認識論」という用語はミルズが1997年の著書『人種契約 The Racial Contract』^{*8}において、伝統的な社会契約論のうちで暗黙裡に前提されてきた人種差別的構造の認識論的側面に焦点を当てた際に用いた用語である。ミルズはその著書において、レイシズムを単なる局所的な現象ではなく、それ自体をひとつの政治体制であるとする。「人種契約」とはこの政治体制としてのレイシズムのメカニズムを記述するための概念である。伝統的な社会契約はすべての人間の社会契約ではなく、力をもつ白人たちの中での契約であり、白人とそれ以外の人々を区別することで政治体制を作り上げるという点で、一つの人種契約である(Mills 1997, 3)。ミルズはこのような白人たちの中で交わされる人種契約が、その契約者たちにある種の無知を生み出すことで、そのレイシズム体制を維持しているとする。

「したがって事実、人種に関する事柄について、人種契約はその署名者に逆さの認識論、つまり無知の認識論を規定する。局所的かつ一般的な認知機能不全(これは心理的、社会的に機能する)の特定のパターンは、白人が一般に、彼ら自身が作った世界を理解することができないという皮肉な結果を生んでいる。」(Mills 1997, 18)(引用者強調)

ここでいう無知は、白人たちが作り上げた、限定されたものである政治的、道徳的秩序を普遍的なものであるとする自己欺瞞的な態度のことである。この無知は単に個人が人種的不平等な事例に気づいていないということではなく、人種契約という差別的な政治体制が能動的に生み出しているものである。人種契約は白人とそれ以外の人種とに分類する(メタ的)合意であるとされるが、それは同時に二つの認識的階級(理想的な認識的行為者としてのヨーロッパの白人男性と、劣った認識的行為者としてのそれ以外の人々)をも作り出す(Mills 1997, 44-6)。ここで無知は支配的な集団(ミルズにおいては白人男性)が自らの特権的地位を維持し、被支配的集団を周縁化するシステムとして構造化されている。単にある種の経験や信念が欠けているのではなく、無知を説明する実質的なレイシズム的認知規範が存在すると主張している点でミルズの議論はこれまでの認識論における無知の議論と一線を画している。つまり単に無知が個人のおかれた状況や社会的立場だけで説明されるのではなく、レイシズムやセク

^{*8} ミルズの著書のタイトルである『人種契約 The Racial Contract』とは1988年に出版されたフェミニスト政治哲学者キャロル・ペイトマンの著書『性契約 The Sexual Contract』に由来している(Mills 1997, 6)。

シズムといった抑圧的な社会構造によって説明されるのである^{*9}。このような観点から白人社会に蔓延する人種的問題に関する無知の構造について、ミルズが後年「白人の無知 White ignorance」という概念で分析したことが、「無知の認識論」という分野の確立に大きな影響を与えた。白人の無知とは、白人のレイシズムや人種支配に因果的に起源をもつ、人種的問題に関してあえて知ろうとしない歴史化された認知的現象である(Mills 2007, 20)。この論文でミルズが批判しているように、白人社会を分析の中心に据えている主流の社会認識論では、上記のような歴史的に形成されてきた構造的偏見に基づく無知の存在は見落とされてしまっている(Mills 2007, 16)。無知の認識論は、社会における知識が、いかに支配的立場にある人々の中で歴史的に生み出され、流布されてきた偏見によって形成されているのかを暴露するのである。

本節ではコード、ハーディング、ミルズの三者をとりあげることで、無知がフェミニスト認識論において主要テーマとなっていく発展的な背景を確認してきた。まずコードによる知識主体の状況性という観点の導入は、無知を知識の欠如として定義するがゆえに主要な議論のテーマとみなしてこなかった伝統的認識論とは対照的に、無知を知識主体の関心や社会的地位といった要素から捉え直すことを可能にした。ハーディングにおいては、集団としてのアイデンティティに基づいて獲得されるスタンドポイントの観点から、知識主体の特定の知識へのアクセス可能性を論じることで、無知が個人的関心を超えて集団的に維持される仕方を明らかにした。そしてミルズは、無知が特権的な集団によって維持される仕方を、人種差別的な構造の維持の観点から説明することで、無知が社会の中で体系的かつ能動的に再生産されるメカニズムを示してみせたのである。

4 悪質な無知の諸相

本節では無知の認識論が扱う無知に関していくつかの分類を行うことで論点を整理し、無知が認識的不正義といかに絡み合っているのかを検討する。そのためにはフェミニスト認識論が扱う無知がいかなる無知なのかをまず確認しておく必要がある。フェミニスト認識論が扱うのは単なる信念や知識の欠如としての無知ではなく、認識的にも倫理的にも問題となる「悪質な無知」である^{*10}。無知は認識論の歴史において、しばしば否定的に特徴づけられ、避けられるべきものとして扱われてきた(Peels 2023, 12)。しかし無知それ自体は必ずしも悪いものではない。ある種の無知は知的探究を促進させるために不可欠であるし、認識的に責任ある振る舞いのために必要でもある(Townley 2006, 2011)。また無知には実践的価値とは区別された認識的価値があるとする議論もある(Pritchard 2016)。ではフェミニスト認

^{*9} Pohlhaus によれば、この無知の認識論はスタンドポイントセオリーから当然の結果として導かれるものである。無知が生み出される構造を理解することは、抑圧されたものが認識的に有利な立ち位置にあるということをよりよく理解できるようにする(Pohlhaus 2021)。

^{*10} ここでは紙幅の理由から、悪質さの条件についての議論には立ち入らない。フェミニスト認識論がある認識実践を悪質であるという時それは「認識的規範 Epistemic normativity」に違反しているのか「実践的規範 Practical normativity」に違反しているのかという問いが直ちに提起されるはずである。論者によって見解は異なるが本稿は両方の違反が重なっている場合に「悪質」という語を用いている。

識論が扱う悪質な無知とはどのようなものか。エル・カッサーは無知の認識論が論じてきた無知概念を整理しつつ、フェミニスト認識論が問題にする無知を「主に、不公正な社会で抑圧された主体に有害な影響を及ぼす否定的な状態」と定義している(El Kassar 2018, 3)。またリック・ピールズは同様にフェミニスト認識論や人種の哲学が扱う無知を次のように説明する。「それらの研究に共通するのは、社会から周縁化された集団(多くの場合マイノリティ)に対する不正義(道徳的であれ認識的であれ)において、無知を生み出す、あるいは無知を維持することがどのような役割を果たしているかを研究している点である」(Peels 2023, 167)。以上のような見解を考慮し、本稿では差し当たり、フェミニスト認識論が問題にする悪質な無知を、「不公正な社会において抑圧を維持することで、周縁化された集団もしくは個人に対して直接的ないし間接的に有害な影響(認識的及び倫理的な)を与える無知」と特徴づける。

ではこのような悪質な無知の問題はどこにあるのか。以下では次の四つの側面から整理する^{*11}。(1)無知の能動的側面、(2)無知の行為者的側面、(3)無知の構造的側面、(4)悪質な無知と認識的不正義。

^{*11} さらに以下のように、無知の主体・無知の対象・無知の種類という無知一般に対する三つの観点を通して、悪質な無知を整理することができる。

①悪質な無知の主体

悪質な無知の主体は特定の個人の場合もあれば、企業や研究機関といった集団の場合もある。また無知である主体と無知を作り出している主体が異なる場合がある。例えば科学史研究における無知学 agnotology の領域で論じられているように、ある集団が、その集団にとって不都合な事実を、他の集団に対して意図的に無知なままにさせるような状況である。タバコ産業が、喫煙の健康への害について、人々に公表しない場合などがその例にあたる。悪質な無知には抑圧者だけでなく、被抑圧者もまた関与する。例えば「白人の無知」は白人の人種支配に基づく、人種的不平等に関する事柄についての無知であるが、無知の主体は白人だけでなく、非白人もまた白人中心的历史教育の結果、人種支配の歴史について無知でありうる。(Martin 2021)。

②悪質な無知の対象

悪質な無知の対象は特定の知識や特定の集団のニーズ、また関連する概念でありうる。無知の対象が特定の知識である場合、それは命題的な無知 propositional、対象に関する無知 objectual、実践的な practical 無知でありうる(Peels 2023)。これらはそれぞれ、命題的な知識に対する無知、対象に関する知識に対する無知、実践的な知識に対する無知である。多くの白人は、現在アメリカにおいて黒人が警察によって不当に逮捕されているという事実を知っているが、その黒人が被っている被害を実際に経験として知ることはない。また黒人が警察の不当な扱いを避けるためにどのように生活の中で工夫しているのかについて知らない。このような場合、多くの白人は、黒人が警察に不当に扱われているという命題的知識は有しているが、黒人の経験に関して「見知り(直知)による知識 knowledge by acquaintance」は有していない点で対象に関する無知の状態にあり、また黒人の生活の中での技能や技術といった実践的知識について知らないという点で実践的な無知の状態にある。また特定の知識に対して無知であるだけでなく、特定の集団のニーズや関心に対して無知である場合がある。例えば、科学的コミュニティの研究の優先順位が特権的な立場の人々のニーズに基づいてなされ、周縁化されている人々のニーズが無視されている場合である(Grasswick 2018)。この場合無知の対象は、特定の知識だけでなく、どのような知識を探求していくかの指針に関わる。

③悪質な無知の種類

悪質な無知には4つの種類がありうる。「信じようとしないう無知 disbelieving ignorance」、「宙吊りにする無知 suspending ignorance」、「深い無知 deeply ignorance」、「完全な無知 completely ignorance」(Peels 2023)。「信じようとしないう無知」はある命題を誤って信じている態度であり、それは真なる命題を信じていない、かつ誤った命題を実際に信じているような態度である。「宙吊りにする無知」はある命題が真であるか偽であるかに関して特定の態度を取らないという無知の態度である。例えば医療や医薬品の開発において収集されるデータにジェンダーギャップがあり、歴史的に男性の健康を優遇してきたという事実に対して、そうかもしれないしそうでないかもしれないという判断を保留する態度を維持することはこの種の無知に該当する。また悪質な無知は「深い無知」、「完全な無知」でもありうる。前者はこれまである命題を考慮したことがなく、考慮したとしてもその命題を信じないという態度である。そして後者は「深い無知」の状態に加

無知の能動的側面

アルコフによればフェミニスト認識論が問題にする悪質な無知は単に偶然、一時的に無知なのではなく、「少なくとも時には、実質的な実践(情報源や考察の回避など)や規範(回避を正当化したり許したりするものなど)を伴う、改善可能な知識の欠如のことである」(Alcoff 2019, 306)。さらに無知の認識論が扱おうとするのは、個人や集団が容易に入手できる知識に対して能動的な抵抗を示す、認識的な側面だけでなく、道徳的な側面で非難に値する問題のある種類の無知に関わるものだ(Alcoff 2019, 306)。悪質な無知は、偶然ある知識を知らなかったというその場限りの無知からは区別される、様々な状況において繰り返し維持されている種類の無知である。

メディナはこのような無知をそれ以外の無知から区別して能動的無知 *active ignorance* と規定している。「この能動的な無知は単なる信念の欠如や誤った信念があるということとは区別されなければならない。それは、認知的相互作用の能動的なパターンや、知覚し、聞き、話し、考え、行動することの習慣的なあり方に根ざした、消し去るのが難しい抵抗的な無知なのである」(Medina 2013, 39)。能動的な無知というのは、何かを欠いた状態ではなく、個人のなかで習慣的に繰り返されてきた知りたくないものを知ろうとしない認識の実践である。だが同時に能動的無知は個人的次元の問題だけでなく、その個々人の無知を通して、もしくは個々人の無知を支える仕方で、ある知識領域に関する無知や抹消がどう生み出されるのかという構造的プロセスをも問題とする。例えば、肌の色の違いによる不平等はもはや存在しないとす「カラーブラインドネス」という態度は、個々人の見方の問題でもあるが、同時に政治的に望ましいものとして、現代の制度化された人種差別を維持する要因として働いている。その結果、歴史的にさまざまな形をとってなされてきた、人種分離政策のような明白な人種差別的問題が単に慣習的問題(「類は友を呼ぶ」)とみなされ、現代に至るその歴史的過程は不可視にされてしまう。またトゥアナによれば、「無知の認識論が焦点を当てるべきなのは、知識体系が完全に抹消されたケースや、ある知識の領域が一度も知識生産の対象とならなかったケースだけではない。特定の集団の間で、かつて常識であったものが能動的に「消滅」したという、中間のケースについても、無知の認識論は焦点を当てなければならない」(Tuana 2004, 196)。単に真なる信念の欠如として無知を理解するならば、それは無害であり、学習することは比較的容易であるが、能動的な無知はそのような無知の定義では捉えられない悪質で自己防衛的な無知を問題化する。

無知の行為者的側面

悪質な無知としての能動的な無知には、その問題として、個人があえて自身に都合の悪い事柄に関して知ろうとしない、という行為者的側面がある。その無知に対する個人の行為者性を強調する、「故意による無知 *Willful ignorance*」の立場は、個人の社会的立場にとって重要な知識を、知るべきかつ知る

えて、関連する命題すら保持していない状態の無知である。スペルマンは、白人たちは黒人たちの不満に関して、その特定の命題だけでなく、関連する人種差別的な事実すらあえて知ろうとしない点を指摘している(Spelman 2007)。

ことができたにもかかわらず、自身の心理的・物質的利益を守るために、あえて知ることを避けることに悪質な無知の問題を見て取る(Tuana 2006; Medina 2012)。

ナンシー・トゥアナはこのような故意による無知の自己防衛的な性格をある種の自己欺瞞として説明している。

「故意による無知は、私たちが自分自身に課している欺瞞である。しかしそれは、私たちが意識的に自分に言い聞かせる孤立した嘘や、間違っているとわかっていながらどうしても繰り返してしまう信念ではない。むしろ、故意による無知とは、自己欺瞞の体系的なプロセスであり、特権的な立場にある人々に影響を与える無知をあえて受け入れることであり、また他者の抑圧とその搾取における自分の役割を能動的に無視することである」(Tuana 2006, 11)

トゥアナの議論において重要なのは故意による無知がただ自分の立場とは異なる他者の状況についてあえて知ろうとしない態度であるというだけでなく、その無知ゆえに周縁化された立場の人々への抑圧に関与している自分自身の立場に対しても無知であることを可能にしているという指摘である。

メディナによればこのような自己に対する無知 *self-ignorance* は他者に対する無知と緊密に結びついている(Medina 2012, 143)。例えば自身の宗教的アイデンティティがどのような社会的な特権的立場を前提にしているのかという問題は、その宗教的立場が歴史的にどのような仕方で他の宗教的アイデンティティに対する不寛容や排除によって形成されてきたのかについて知らなければ理解することができない。そしてしばしば他者に対する抑圧が無視されるがゆえに自身の社会的特権性もまた不可視化され、その立場に伴う責任も自覚化されることがない。

そしてメディナは自分が無知であることに関して無知である認識的な態度をメタ的な無知 *meta-ignorance* と呼んでいる(Medina 2012, 149)。「S は P だと私は知らない」という事態を一階の無知と呼ぶなら、「S は P だと私は知らないことを私は知らない」というメタ的な無知を二階の認識的態度と呼ぶ。我々が知らなければならない特定の事柄についての無知が一階の無知であるのに対して、他方メタ的な無知はその一階の無知を条件づけている自身の社会的感受性の傾向性や認識能力の限界、また認識的資源の欠落等について無知であることである。例えばここで社会的感受性の傾向性とは、他者を特有な存在として理解することの無能力(「差異に対する盲目さ^{*12}*blindness to differences*」)や、他者が自身の生活とは関係ないとする想定(「社会的関係性に対する盲目さ *blindness to social relationality*」) などである。このような態度によって他人に対して無知であることに問題を覚えない状態がメタ的な無知だ。メタ的な無知はしばしば特権的な社会的立場と関連しており、同じ価値観を共有する同質的な集団内において他の社会的アイデンティティや立場の人々との間で認識的な摩擦 *epistemic friction* に遭遇しないことによって形成される。多くの場合においてこのメタ的な無知は無害

*12 「盲目さ *blindness*」という表現を無関心や無能力という文脈において用いることには、当該メタファーに内在する差別的ステレオタイプを再生産するかもしれない。本稿ではメディナの原文でのニュアンスを残すためにあえて「盲目」と翻訳するが、そこにはメタファーの倫理的問題があることは指摘しておきたい。

なものであるが、能動的なメタ的無知も存在する。それは自身の認識に対して異議を申し立て、挑戦してくるような他者の視点を認める認識的な摩擦に対してあえてそれを回避し抵抗するような認識的態度である(Medina 2016)。

このように悪質な無知の問題として、個人の故意による能動的な抵抗という側面を強調する立場は、しばしば無知の悪さの要因を個人の認識的な悪徳(知的怠惰や閉鎖的思考、傲慢など)から説明し、その悪徳を改善することを求める(Medina 2012, 2016; Tanesini 2017)。

無知の構造的側面

無知には以上のような行為者の側面があるだけでなく、個人の無知を支えている社会構造的側面がある。そしてこの無知の構造的側面には大きく分けて二つの次元が存在する。第一に個人の認知に直接影響を及ぼすことで誤った信念を形成するよう働きかけるものと、第二にそもそも個人がいかなる知識にアクセスできるのかを制限することで個人の知識の欠如ないし知識の社会的欠落を生み出すものの次元である。

前者の次元を、「白人の無知」の観点から「認知主義的見解 Cognitivist view」として定義しているものとして Martin(2021)がある。「認知主義的見解によれば、白人の無知は誤った推論に起因する無知であり、重要であるのは、その誤った推論は、人種に関する事柄についての行為者の推論に影響を与える社会的慣行によって説明されるということである」(Martin 2021, 13)。Mills(2007, 2015)に代表される認知主義的見解において、悪質な無知の構造的側面は、ネガティブなステレオタイプや偏見、イデオロギーなどによって個人の情動、知覚、推論に影響を与え、認知過程を歪めるという点で問題にされる。そこで強調されるのは社会的に支配的位置を占める者たちの集団的関心 *group interests* が個々人の社会的認知に働きかける仕方である。「白人の集団的関心の動的な役割が、白人の無知を生みかつ維持している主要な因果的要因であることを認識し、認める必要がある」(Mills 2007, 34)。このような認知主義的見解において悪質な無知の是正は、個人—構造的な社会化された認知過程を問い直し、そこで働く偏見や有害な無意識のバイアスを修正していくことを目指す(Baily 2007, 81)。構造的な側面としてはホワイトウォッシュのような仕方で、支配的立場の人々の関心に沿って形成されてきた歴史認識を書き換えるプロジェクトが挙げられる。そしてより個人的な認知過程の側面においては、IAT(潜在連合テスト)などの認知科学の成果を踏まえつつ、ある概念やイメージと特定の社会集団との結びつきを精査し、有害なものを学びほぐしていくプロジェクトが挙げられる。しかしベイリーが主張するように、これら個人の認知過程の有害な側面を学びほぐすプロジェクトだけでは、抑圧的な構造下での無知が前提している、支配的な位置にいる「私たち」と他者としての「あなたたち」の分離という認識枠組み自体が問い直されることがない(Baily 2007, 90)。それゆえ上記のプロジェクトは、支配的な世界の見方とそれ以外を区別する認識枠組み自体に挑戦する「抵抗の認識論」の一つとして行われるべきである。

個人の認知過程への影響という観点で無知の構造的側面を強調することは、無知が個人の動機や意図を超えて、ある特定の集団内で同様な仕方で形成されうることを説明することができる。しかし無知

の社会的要因は個人の認知に直接影響を与えるものだけではない。例えば、ある過去になされてきた不正義についての証言が現在に至るまで抹消されてきた事例において問題となっているのは、個々人が当該の不正な事実を誤って正当であると考えたり、その被害者に対して偏見を抱いたりすることだけではない。そもそも「正当な歴史」からは無かったことにされ、事実の究明が適切になされてこなかったがゆえに、当該の不正な事実を知ることへのアクセス自体が不当に制限されていることが問題なのである。仮に個人が当該の事実についての知識を求めたとしても、社会の支配的な関心にそぐわないゆえに、当事者の証言以外には当該の不正な事実についての知識が十分に共有されておらず、知ることが困難である状況が存在する。また認知主義的見解は個人がなぜ「誤った信念 false belief」を保持し続けるのかを説明することができるが、なぜ特定の知識領域に関する「信念の欠如 lack of belief」が維持されているのか、その社会的要因をうまく説明することができない(Martin 2021)。それゆえ、無知の構造的側面に関して、個々人の認知過程に直接影響を与える次元だけでなく、個々人の当該知識へのアクセス可能性の不当な制限という次元もまた問題になる。

悪質な無知の第二の構造的側面は、個人が知識を獲得するにあたって、そもそもいかなる認識的資源が利用可能なのかという点に関わる。この第二の側面を検討するのに重要な領域は歴史教育や科学研究の場である。トゥアナは「無知の認識論」を初めて明確に打ち出した 2004 年の論文において、無知が単に個人のうちにではなく、歴史学や科学研究の場において集団的に産出される仕方を検討している。そこで問題にされるのは女性の身体、特に性器の存在がいかに生物学史や性教育の場において無視されてきたのかである。ある人が男性性器に比べ女性性器について無知であるのは、意図的に女性の身体について知ろうとしなかったということや、社会的に流布されている歪んだステレオタイプに基づいて誤った信念をもったということだけに起因するのではなく、そもそも当該領域の知識が男性の身体に関する知識に比べ歴史的に探求の対象から周縁化されていたが故に、認識的資源の社会的欠落が生み出されていることにも問題がある。19 世紀まで、男性の身体は人間の生物学研究において真かつ基準となる形態とされ、女性の身体は男性の身体との比較において理解されてきた(Tuana 2004, 199)。また現在の生物医学研究においても、基礎研究において用いられる動物のモデルの多くは雄であり、また臨床試験の対象は男性に偏っている(Kourany 2022, 181)。「女性の体に関するデータは歴史的に不足している。医学研究の対象に雌性細胞、雌性動物、人間の女性を含むことが急務であることを、研究者たちがいまだに無視し続けている現状において、データにおけるジェンダー・ギャップはますます拡大している」(Perez 2019, 215-6)。このような無知の構造的側面に焦点をあてるならば、無知の問題について、単に個人に対する改善(悪徳や動機、ないし無意識のバイアスを修正することなど)だけでなく、認識的資源の社会的欠落をもたらしている不正な状況への制度的改善を行なっていくことが重要である。

悪質な無知と認識的不正義

ではこのような悪質な無知は具体的にどのような仕方で認識的な不正に関係するのだろうか。ミランダ・フリッカーは 2007 年の著書において認識における様々な種類の不正を「認識的不正義 Epistemic

injustice」と名づけ分析している^{*13}。フリッカーは著書のなかで認識的不正義の主要な事態として「証言的不正義 Testimonial injustice」と「解釈的不正義 Hermeneutical injustice」を論じている。証言的不正義とはコミュニケーションの聞き手が話し手の社会的アイデンティティについて偏見的なステレオタイプを抱くことによって話し手の証言の信用性が不当に切り下げられること(信用性の不足 *credibility deficit*)で生じる不正義である。例えば裁判の場において黒人女性の証言が、その「黒人女性」という社会的アイデンティティに関して人種差別的かつ性差別的偏見によって、適切に聞き取られない場合はこの種の不正義に該当する。そして解釈的不正義とはある社会における集団的な解釈的資源のギャップが特定の社会的アイデンティティを有した人々の社会的経験を理解可能なものにする際に、人々を不当に不利な状況に陥らせることで生じる不正義である。例えば、セクシュアルハラスメントという概念がなかった時代に、ある女性が職場で上司の男性から性的な嫌がらせを受けた際、自身が被っている被害体験についてそれを名指すことばがないが故に、自身の体験を理解できないあるいは自身の被害を社会に訴えることができないという状況が解釈的不正義の例に当たる。

証言的不正義と無知との関係はまず証言的不正義が生じる要因である社会的アイデンティティに対する偏見との関係によって説明することができる。問題のあるアイデンティティに対する偏見^{*14}は「ある社会集団と一つ以上の属性との間に広く維持されている軽蔑的な結びつき」であり、この結びつきは倫理的に悪い動機に基づいて「反証に対する何らかの(通常、認識的に非難されるべき)抵抗を示す一般化を埋め込む」のである(Fricker 2007, 35)。この種の偏見と結びつくことで無知は、知識の流れを遮断するだけでなく、証拠、疑念、批判的な考え、その他知識に資する認識的なインプットも遮断し、証言的不正義を生じさせる(Fricker 2016)。

解釈的不正義と無知の問題を考える上で重要な場面とは、あるマイノリティグループのコミュニティ内では共有されている解釈的資源がより広い社会的空間のなかでは共有されないという状況である^{*15}。例えば、性的マイノリティのグループにおいては自身のセクシュアリティやジェンダーについて語るための概念が共有されているが、マジョリティのコミュニティの中ではそれらが通用しない状況などである。このような状況のなかで無知が能動的に働いている事態をポールハウスは「故意による解釈的無知 Willful hermeneutical ignorance」と名づけ分析している(Pohlhaus 2012)。故意による解釈的無知が生じ

^{*13} 日本語で読める認識的不正義についての文献として、佐藤(2019)、飯塚(2022, 2023)がある。特に飯塚(2023)はフリッカーによる解釈的不正義についての議論と諸々の論者による応答を整理しつつ、解釈的不正義としての無知について分析している。さらに飯塚は、解釈的不正義の新たな解釈として、「ピアプレッシャー」の問題を指摘している。ピアプレッシャーとは、ローカルな解釈資源を生み出す能力を持つ、同じ問題意識を共有する解釈的に周縁化された人々の間で生じる、特定の話題を抑制するような現象である。

^{*14} フリッカーはあらゆる偏見が倫理的な悪さを含んでいるわけではなく、倫理的に問題のある否定的なアイデンティティへの偏見 *negative identity prejudice* があるとする。そしてこの種の偏見を背後にある倫理的に悪い動機という点から特徴づけている。(Fricker 2007, 34)

^{*15} フリッカーは解釈的不正義について最小 *minimal* な場合、最大 *maximal* な場合、その中間 *midway* の場合を区別している。最大な場合とは個人が自身の経験すら理解可能なものにするのができない状況であり、最小な場合とは自身の経験を完全に理解することができるし、ほとんどの場合社会のなかでそのことについてコミュニケーションをとることができるが、特定のコミュニケーションが必要な他者とは共有することができないという状況。当該箇所が論じている状況はその中間の状況である。(Fricker 2016)

るのは「周縁に位置付けられている知識主体は他の抵抗する知識主体との相互関係を通じて能動的に認識的支配に抵抗する一方、支配的位置にいる知識主体はそれでもなお、世界を誤解し *misunderstand* 誤読し *misinterpret* 続ける」ような場面だ(Pohlhaus 2012, 716)。このような状況は支配的地位にいる者が自らの理解の枠組みに抗議しその枠組みを問いたすような、周縁化されている者たちの解釈的資源を拒絶する場合に生じる。単に自身とは異なる社会的立場の人々の解釈的資源を理解することができないというのではなく、あえて理解しようとしないう認識的な態度によって引き起こされるのである。一見このような態度を「故意による」と呼ぶことに疑問が生じるかもしれないがこの点に関しては論者間の中で論争がある^{*16}。このようなマジョリティによる能動的無知によって周縁化された人々は社会における主要な認識的コミュニティから排除され、不当な社会的立場の配置が維持されつづける。

5 無知と信用性判断

以上、無知の悪質さを問題にするために能動的な無知について諸々の角度から論じてきた。能動的な無知は個人の動機や信念に基づいてなされることもあれば、より一般的な社会の構造に問題がある場合もある。しかしどちらにせよ社会の中で無知を維持し再生産している抑圧の構造がある。本節では無知が維持され常態化するメカニズムを知識主体に対する信用性判断 *credibility judgement* との関係から論じていく。

まず信用性判断は、証言のやりとりにおいて、話し手の証言が真であることがどの程度確からしいのか、またその証言の話し手に対してどれだけの信用性を帰属させるべきなのかについての聞き手による判断である。そして信用性判断は、話し手の信用性を、その能力 *competence* と誠実さ *sincerity* の観点から評価する(Nick 2023)。フェミニスト認識論は、この信用性判断における話し手の能力や誠実さについての評価が、話し手の社会的立場やアイデンティティに対するステレオタイプと密接に結びついていることを指摘してきた(Fricker 2007, Dotson 2011, Medina 2011, 2012, Grasswick 2017)。

無知と信用性判断の関係についてナンシー・トゥアナは以下のように論じている。

「偽りの記憶に関する現代の議論は、知識主体の場において、認識的に不利な立場にあるアイデンティティが存在することを思い起こさせる重要なものである。近親姦の被害者は、暗示にかかりやすく、騙されやすい、あるいは復讐心に満ちていると構成されているため、しばしば認識的に信頼できないと判断される。彼/彼女らの証言は信用されず、彼/彼女らの記憶は疑問視される。このような場合、単に事実、出来事、慣習、技術などが知られないままにされるのではなく、知られないままにされるのは、「知識主体では

^{*16} 解釈的不正義における個人の位置付けについて、特に個人に非難ないし責任を問題にできるのかという論点に関して、Fricker(2007, 2016)は立場の若干の修正はしているものの解釈的不正義は純粋に構造的な問題であり個人を非難することはできないと論じているが、Medina(2012,2016,2017)は一貫してフリッカーを批判しつつ解釈的不正義における個人の責任を問題にしている。この論争に関して日本語で読める文献として大橋(2023)を参照。

ない」とされる個人や集団である。彼/彼女らは信頼に値しない存在として構成されている。このような人々には、ロレイン・コードが「知識主体」としてみなされるための鍵として挙げているものが欠けている。コードは、次のように主張している。「信頼は、認識的コミュニティのメンバーとして存続するための条件である。実際、認識的生活の可能性は、共有された信頼の複雑なネットワークに依存している。」(1987, 173) (Tuana 2006, 13)

まさにコードのいう認識的コミュニティのメンバーであるための条件、そして認識生活を送るための条件であるところの信頼の複雑なネットワークのことをフリッカーは「信用性の調整 *Credibility economy*」とよんでいる(Fricke 2007)。われわれは日々の生活における証言のやりとりのなかで、その証言をする者の信用性のある種のステレオタイプを利用して判断している。聞き手と話し手は一種の社会的相互作用に従事しており、必然的に互いの信用性に関する社会的認知を交換することになる。「聞き手が話し手を知覚するとき、その聞き手は「自分のような聞き手との関係性が成り立っている場合、今話題にしている事柄にかんして、今目の前で話している人はどの程度信頼できるだろうか」ということについての一連の背景となる想定のもとで知覚している」(Fricke 2007, 36)。証言的不正義とはこのような認識的なコミュニケーションにおける信頼性のネットワークのなかで生じる不正であるといえる。上記したように証言的不正義とはコミュニケーションの聞き手が話し手の社会的アイデンティティについて偏見的なステレオタイプを抱くことによって話し手の証言の信用性が不当に切り下げられることで生じる不正義のことであった^{*17}。

しかし無知に基づく偏見的なステレオタイプによる話し手の信用性の切り下げは話し手の証言内容だけでなく、証言者それ自体を「知識主体」とみなさないという態度も引き起こす。ドットソンは認識的暴力 *Epistemic violence* の一種である証言の無音化 *Testimonial quieting* の説明として、無知と信用性の切り下げが支配的なイメージである問題のあるステレオタイプによっていかに結びつくのか、それによって証言者が如何にして知識主体でない者 *not knower* と見なされるかについて論じている(Dotson 2011)。ドットソンはパトリシア・ヒル・コリンズの著作を参照しつつ、黒人女性がスティグマ化された支配的なイメージによって知識主体としての信用性が体系的に過小評価されることで証言者として沈黙させられてしまうという事態に注目する。このように証言者の信用性が社会において支配的なイメージに基づいて切り下げられ、その結果証言者として見なされないということは、単に一時的に不遇を被るのではなくコミュニケーションのなかで日々繰り返される。黒人女性に対する支配的で歪められたステレオタイプなイメージは黒人女性に対する不当な扱いを「日常生活の自然で、正常で、避けられない部分」(Collins 2000, 69)であるとみなすようになる。つまり証言者を知識主体として扱うということは、コミュニケーションの前提であるにもかかわらず、黒人女性を無知であるとするステレオタイプは、彼女たちを正当な知識主体に値しない者として扱うことを、コミュニケーションの場において許容してしまうのである。「議論の余地なく」知識主体とみなされる能力を特定の社会集団から奪い去るようなステレオタイプに基づいて、その社会集団を理解する

^{*17} メディナは証言的不正義と信用性の関係として、不当に証言者の信用性が切り下げられる「信用性の不足 *credibility deficit*」だけでなく、不当に信用性が過剰に付与される「信用性の過剰 *credibility excess*」もまた証言的不正義であるとしている。(Medina 2011)

ことは、ある種の安定した無知の結果であり、またその無知をさらに助長する原因になる」(Dotson 2011, 243)。

この無知を維持、恒常化する構造的側面を見ていこう。上記で論じたような、無知に基づく支配的なステレオタイプによって、証言者を不当に知識主体と見なさない態度が、新たな無知を生み、無知を再生産する事態は、無知と信用性の欠如の悪循環の関係を生じさせる。つまり、無知に基づく歪められたステレオタイプによって証言者の信用性を不当に切り下げ、証言者を不遇に扱うことは、まさに当のステレオタイプを強化することで、新たな無知を生み出すことになる。さらには、知識主体としての信用性が切り下げられた証言者は、コミュニティ内での知識を生み出し、互いにやり取りする場への参加が阻害されやすくなる。このことは信用性の切り下げられた知識主体が、自身の経験をコミュニティ内で共有することを難しくする一方、支配的立場の人々の経験やルールだけが共有され、周縁化された人々に対する無知を強化するのである。このような無知とそれに基づくステレオタイプの社会的再生産と認識コミュニティからの排除が常態化した結果、フリッカーがいうところの「解釈的周縁化 Hermeneutical marginalization」を引き起こす(Fricke 2016)。つまり、私たちが、社会的経験を一般的に共有できるようにするために用いる概念や、解釈の枠組みの共有された解釈的資源への貢献の点で、公平でない状態が維持されるのだ。このように解釈的に周縁化された結果、周縁化された者たちと支配的な立場にある者のコミュニティとの間で解釈的資源のギャップが大きくなり、無知は常態化する*18。

まとめると、ドットソンやフリッカーが主張するように、証言のやり取りのなかで相手の証言者の信用性を不当に切り下げるにあたり無知(無自覚の偏見であれ、故意によるものであれ)はその原因である。しかし解釈的不正義のような認識的不正義の構造的な側面に焦点を当てるならば、無知に基づく否定的な信用性判断は、先制的な仕方で、その信用性判断が前提する特定のアイデンティティを有する人々を知識のやり取りの場から排除することによって、その人々からの知識や観点を遮断し、無知を醸成する(Fricke 2016, 164)。つまり構造的な認識的不正義において、無知はその原因でありつつも、当の不正義によって能動的に維持されるという点で相互強化的な関係にある。

6 無知と認識的抑圧

ここまで無知と信用性判断がいかに認識的な不正義や害と結びつき、特定の集団の周縁化を引き起こすかを論じてきた。本節ではここまで論じてきた様々な不正義や害を「認識的抑圧」という観点から整理し、同時にそれに対して求められる是正策を論じる。

ドットソンは「認識的抑圧 Epistemic oppression」という概念のもとで、フリッカー以降論じられてきた様々な認識的不正義を分類している(Dotson 2012, 2014a)。ドットソンは認識的抑圧を以下の様に定義する。

*18 認識的不正義と信頼についてより詳細に検討と分類をしている文献として Medina(2020)を参照。この文献でメディナは認識的不正義を三種類に分類し、それぞれの不正義が信頼/不信とどの様に結びつき、認識システムにおいて機能不全が生じているのかを分析している。

「認識的抑圧とは知識の生産への貢献を妨げる持続的な認識的排除 *epistemic exclusion* のことである。ここでいう認識的排除とは、知識主体の認識的行為者性 *epistemic agency* に対する不当な侵害と理解される。この分析において、認識的行為者性とは、知識の生産に参加するために、知識主体たちのコミュニティの中で説得力を持って共有された認識的資源を利用し、必要であれば、それらの同じ資源の改訂を行う能力のことをいう。」(Dotson 2014a, 115)

ドットソンによればこのような認識的抑圧は社会、政治的側面における抑圧の問題と緊密に結びついており、それらに還元可能なものも存在するが、全ての認識的抑圧が還元可能なわけではない。ドットソンが強調するのは認識的抑圧を理解するためには、それに対応した独自の分析の枠組みを利用する必要があるということである。そしてそれが可能であるためには、単一の現象ではない認識的抑圧を分類していく必要がある。ドットソンは認識的抑圧を三つの排除の層に分類することで、それぞれの問題点とそれに対して必要とされる対処を論じていく。

第一の認識的排除 *first-order epistemic exclusion* は、共有された認識的資源内の非能率性 *inefficiency* により、自身の認識的行為者性が持続的に損なわれることに起因するものである(Dotson 2014a, 124)。つまり、第一の認識的排除は、ある目的や価値に関して、共有された認識的資源のある側面が無能に *incompetent* 機能していることから生じる排除である。

この第一の認識的排除において典型的な問題は、知識主体の能力や証言に関する不適切な信用性評価とそれによる認識的に不利なアイデンティティの形成である(Dotson 2014a, 124)。この代表的例は上記で論じたフリッカーの証言的不正義において生じる。ただ問題であるのは個々の証言的不正義において働く不適切な信用性評価というより、そこにおいて構造的に働いている信用性の基準の不適切さである。不適切な信用性の基準が特権的集団と周縁化された集団を作り上げ、日常の中でその基準に基づいた評価がルーティーン化されることで、特定のアイデンティティをもつ集団が認識的に不利な状況に恒常的に位置付けられることになる。例えば論文引用数の格差の問題が挙げられる。扱っているテーマが同じであっても、研究の中心的な場となっている英語圏の主流雑誌において、非英語圏で非男性の研究者の論文の信用性が英語圏の男性研究者の論文より低く評価され、その結果引用数が相対的に低くなり、またその引用数の低下が当該論文の信用性の評価を下げてしまっている。対して英語圏の男性研究者の論文は相対的に高く評価され、その結果多く引用されることで、さらにその信用性を高めている状況である。このような状況では、周縁化された集団のメンバーはいかに社会において共有された認識的資源を用いていようと、知識の生産に参加することができない状態が維持されるのである。

では第一の認識的排除において問題とされるのはどの部分だろうか。ドットソンによれば問題なのは認識システムそれ自体ではなく、共有された認識的資源内での、非能率性である。なぜなら信用性という価値それ自体が問題なのではなく、その価値の適用がうまく働いていない状態だからであり、信用性に変わる別の価値を必要とするわけではないからである(Dotson 2014a, 125)。それゆえこの第一の認識的排除の改善に求められるのは周縁化された集団に対する信用性評価が、そのアイデンティティにおいて不平等な仕方では働かないよう是正する政策や教育である。

第二の認識的排除 second-order epistemic exclusion は、共有された認識的資源が不十分 insufficient であることに起因するものである (Dotson 2014a, 126-7)。共有された認識的資源が不十分であるということは、認識的資源それ自体のうちでの限界が問題になっている。

この第二の認識的排除の典型的ケースはフリッカーの「解釈的不正義」である。解釈的不正義においては、周縁化された者の経験は、その社会において支配的な認識的資源の不足ゆえに周囲や社会に適切に伝えることができず、コミュニティ内で不可視化されてしまう。この問題が認識的抑圧の一例となるのは、知識主体が自身の経験を共有することで知識生産の場に参加することが恒常的に阻害される時である。ある場合では自身の経験を主要な認識的資源では理解することができないが故に、またある場合では自身の経験を相手に伝えようとしているにもかかわらず、支配的な認識的資源の不足からそれが妨げられるが故に、知識主体の認識的行為者性が阻害されるというのが第二の認識的排除である。

第二の認識的排除において問題であるのは、第一の認識的排除において問題であった認識的システムへの公平な参加だけではない。仮に証言者に適切な信用性が与えられたとしても、共有された認識的資源の不足故に、証言者の話す経験が理解されず、知識生産の場に参加することができないということが生じうるからである。それゆえ第一の認識的排除では問題にされなかった、認識システムにおいて機能している認識的資源それ自体の限界を見直すこと、適切な概念を追加し、既存の概念を改訂していくことが必要とされる (Dotson 2014a, 128-9)。

第三の認識的排除 third-order epistemic exclusion は「不適切な inadequate」な共有された認識的資源によって認識的行為者性が損なわれることに起因するものである (Dotson 2014a, 129)。第一、第二の認識的排除における問題が共有された認識的資源それ自体の「内部」で生じているのに対して、第三の認識的排除は共有された認識的資源の「外側」から生じている。

この第三の認識的排除の典型的な例はドットソンが「貢献的不正義 Contributory injustice」と呼ぶものである。貢献的不正義とは「その結果知識主体の認識的行為者性に対し認識的害を与える、構造的に偏った解釈的資源を維持、利用する際に、故意による解釈的無知という仕方で、認識的行為者の状況づけられた無知によって引き起こされる」不正義のことである (Dotson 2012, 31)。上記で「故意による解釈的無知」を論じた際に前提した状況、つまりあるマイノリティグループのコミュニティ内では共有されている解釈的資源がより広い支配的な解釈的資源のなかでは共有されないという状況、がここでは想定されている。貢献的不正義は、知識主体が構造的に偏った支配的な解釈的資源以外に利用することのできる解釈的資源が存在しているにもかかわらず、その解釈的資源を利用することを故意に拒否するような場合に生じる (Dotson 2012, 32)。その結果、周縁化された知識主体は、その証言等を通じて社会における知識生産の場に参加し、そこで共有されている認識的資源に貢献することが阻害されてしまうのである。つまり特定の構造的に偏った解釈的資源の維持により、周縁化された知識主体の経験の理解が拒絶される事態は、一般に認識的資源に貢献することができるという知識主体の能力を損なうことになる。ここで解釈的資源という概念に焦点が当てられているのは、マジョリティの人々の経験を解釈するために都合がよい特定の支配的な枠組みと、マイノリティの人々の経験を解釈するためにローカルに共有されている認識枠組みとの間で生じている問題に関してである。対して認識的資源という概念で焦点が当てられているのは、認

識的資源に貢献し、それを利用することができる能力という認識的行為者性一般に関わる問題である点に留意が必要である。

第三の認識的排除における問題は、解釈的資源内での特定の価値やそれを反映した個人の振る舞いや、支配的な解釈的資源内での特定の資源の不十分さとその見直しを超えている。問題であるのは、偏った支配的な認識的資源を維持し、その外部の認識的資源を排除しようとする認識システムそれ自体であり、それゆえこの問題に対して要求されるのは認識システムを全く別のものへと変革していくことである(Dotson 2014a, 131)。

では認識的抑圧と無知はどのような関係にあるのか。認識的排除のそれぞれの段階に応じて無知との関係を確認しよう。第一の認識的排除において問題となるのは知識主体に対する信用性評価と無知との関係である。前節で確認したように、証言者のアイデンティティに対する偏見やその偏見に基づく無知が蔓延している状況においては、当のアイデンティティを有する証言者の信用性は不当に切り下げられ、先制的に証言する機会が阻害される。また同時に信用性評価が特権的な人々による支配的な基準に基づいてなされている状況では、特権的な人々は自身に対する信用性を過度に高く評価し、それに気づくことなく周縁化された知識主体との認識的有利性の格差を維持してしまう。この第一の認識的排除の段階では、無知に基づく信用性評価と閉鎖的な信用性評価基準による無知の再生産の循環的メカニズムが周縁化された知識主体の知識生産の場への貢献を構造的に阻害するのである。

第二の認識的排除において問題となるのは、解釈的不正義に代表される周縁化された知識主体の経験を理解可能にするための認識的資源が不足している状況と無知との関係である。当然ながら、この特定の認識的資源が欠如していること自体が一種の無知であるため、第二の認識的排除は無知に起因するといえる。しかし同時に重要である点は、この認識的排除が無知を能動的に生み出すことでその構造を維持してもいるということである。「認識的に不利なアイデンティティの構築とさまざまな無知を生み出す社会的/政治的排除は、しばしばだれがもっとも第二の認識的抑圧を被りやすいのかを決定する」(Dotson 2014a, 129)。例えば歴史的な植民地支配の結果、伝統的な文化や言語が消されてきた状況において、当の社会における認識的資源の抹消は植民地化された人々の経験を説明することをより不利にすると同時に、支配者の道具である植民地化した者たちの認識枠組みを用いるよう植民地化された人々に強いる。

第三の認識的排除において、無知は適切な認識的資源の欠如としてではなく、不適切な認識的資源を維持しようとする認識的システムそれ自体のあり方と結びついている。つまり周縁化された知識主体の経験を説明するための資源が欠落しているという意味での無知が第三の認識的排除の原因ではなく、既存の支配的な認識枠組みを維持するために、その枠組みに適さない認識的資源を排除ないし支配的枠組みの維持のために利用しようとするあり方が原因である。そしてこの各段階の認識的排除に共通する問題として、無知はそれぞれの排除的システムの恒常性に寄与している。排除的なシステムはその問題性が一度明るみに出たとしても、すぐさま破綻することなく、私たちの認識の習慣や想像力と深く絡みあっているため安定的に維持され続ける。能動的な無知の有する、自身が無知であることを認めること自体に抵抗的である機能は、この排除的なシステムの恒常性と一体となっている(Dotson 2014a 121)。つまり無知はそ

れぞれの認識的排除の原因でありつつ、認識的排除の恒常化にあたり無知が再生産されることで、認識的抑圧を構成しているのである。

ここまでドットソンの説明に基づいて認識的抑圧とその分類に関して議論してきた。このドットソンの議論は発表されて以来、様々な認識的害を説明するために多く参照されてきている。例えばベレンスタインは特権的な立場にある人々が、周縁化された人々に彼ら彼女らが直面している抑圧の本質について、自分たちに無償で教育し説明するよう求める際に生じる不正義を「認識的搾取 Epistemic exploitation」と定義し、それを認識的抑圧の一形態として位置付けている(Berenstain 2016)。またルイズはこれまで個人間の問題として論じられてきたガスライティングの問題を「入植者の植民地社会における対人的・制度的な精神的虐待の様式を支える構造的な現象」として捉え直すことで、それを「文化的ガスライティング cultural gaslighting」と定義し、認識的抑圧の概念を参照しつつ特徴づけている(Ruiz 2020)。ドットソン自身この認識的抑圧の概念によって、有色人種の教職員が特権的立場にある人々や属する組織の都合によって不可視化、または超可視化 hypervisibility されるという「詮索されるが、認識されない」状況の構造的問題を分析している(Settles & Buchanan, Dotson 2019)。

7 結論

ここまで、フェミニスト認識論の概観とフェミニスト認識論が問題にしてきた認識的な不正や害、そして抑圧に無知や信用性判断がいかに関わりつつあるかを論じてきた。そこで強調してきたのは無知というのが単に真なる知識を欠いている状態だけでなく、能動的に支配的立場の人々の特権を維持し、マイノリティである人々をより周縁化させる構造として働いているということであった。また前節で論じた認識的抑圧概念による認識的不正義の分類は、当の不正義が認識システムのどの点を問題にしているのか、またそれに対応する是正策を検討する上で重要な議論である。

しかし留意しておかねばならないのは、「認識的不正義」や「認識的抑圧」という概念を何か新しい現象として定義することで、定義から外れるまだ名付けられていない不正な現象を見落としてしまう危険性である。ドットソンが「始まりのレトリック rhetoric of beginnings」(2014b: 3)と呼ぶ、これまで歴史の中で抑圧に直面し、抵抗してきた人々の経験を新たな概念として提示し直すことで、元にあった人々の経験を歪め、不可視化してしまう不正義がある。認識的不正義に関する議論の多くが、過去の不正に直面し、それを何らかの仕方と言語化してきた人々の歴史を参照している限りで、認識的不正義の定義は利用可能な一つの解釈的資源として常に改訂にさらされうるべきものであるはずだ。

参考文献

- [1] Alcoff, Linda Martín. 2007. Epistemologies of Ignorance: Three Types. In *Race and Epistemologies of Ignorance*, edited by Shannon Sullivan Nancy Tuana, 39-58. SUNY Press,

- [2] ———. 2019. Race and Gender and Epistemologies of Ignorance. In *The Routledge Handbook of Social Epistemology*, 304–12. Routledge.
- [3] Alcoff, Linda, and Elizabeth Potter. 1992. *Feminist Epistemologies*. Routledge. Introduction p1-14
- [4] Anderson, Elizabeth. 1995. Feminist Epistemology: An Interpretation and a Defense. *Hypatia* 10 (3): 50–84.
- [5] ———. 2017. Feminist Epistemology and Philosophy of Science. In *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2017 ed.), edited by Edward N. Zalta. Metaphysics Research Lab, Stanford University. <https://plato.stanford.edu/archives/spr2017/entries/feminism-epistemology/>.
- [6] Berenstain, Nora. 2016. Epistemic Exploitation. *Ergo: An Open Access Journal of Philosophy* 3: 569–90.
- [7] Code, Lorraine. 1981. Is The Sex of The Knower Epistemologically Significant? *Metaphilosophy*.
- [8] ———. 1992. Taking Subjectivity into Account. In *Feminist Epistemologies*, 15–48. Routledge.
- [9] ———. 2004. The Power Of Ignorance. *Philosophical Papers* 33 (3): 291–308.
- [10] Collins, Patricia Hill. 2000. *Black Feminist Thought: Knowledge, Consciousness, and the Politics of Empowerment*. Routledge.
- [11] Daukas. 2019. Feminist Virtue Epistemology. *The Routledge Handbook of Virtue Epistemology*. 379-391. Routledge.
- [12] Dotson, Kristie. 2011. Tracking Epistemic Violence, Tracking Practices of Silencing. *Hypatia* 26 (2): 206-237. [邦訳:「認識的暴力を突き止め、声を封殺する実践を突き止める」『分析フェミニズム基本論文集』木下、渡辺、飯塚、小草訳、238–274、慶應義塾大学出版会、2022]
- [13] ———. 2012. A Cautionary Tale: On Limiting Epistemic Oppression. *Frontiers: A Journal of Women Studies* 33 (1): 24–47.
- [14] ———. 2014a. Conceptualizing Epistemic Oppression. *Social Epistemology* 28 (2): 115–38.
- [15] ———. 2014b. ‘Thinking familiar with the interstitial’: An introduction, *Hypatia*, 29(1): 1–17.
- [16] Settles, I. H., N. C. T. Buchanan, and K. Dotson. 2019. Scrutinized but Not recognized:(In) Visibility and Hypervisibility Experiences of Faculty of Color. *Journal of Vocational Behavior*.
- [17] Driver, J. 1989. The Virtues of Ignorance. *The Journal of Philosophy* 86 (7): 373–384.
- [18] El Kassar, Nadja. 2018. What Ignorance Really Is. Examining the Foundations of Epistemology of Ignorance. *Social Epistemology* 32 (5): 300–310.
- [19] Fields, L. 1994. Moral Beliefs and Blameworthiness. *Philosophy* 69 (4): 397–415.
- [20] Flanagan, O. 1990. Virtue and Ignorance. *The Journal of Philosophy* 87 (8): 420–428.
- [21] Fricker, Miranda. 2007. *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing*. Oxford University Press.[邦訳:『認識的不正義』佐藤、飯塚訳、勁草書房、2023]
- [22] ———. 2016. Epistemic Injustice and the Preservation of Ignorance. *The Epistemic Dimensions of Ignorance*.

- [23] Grasswick, Heidi. 2011. Liberatory Epistemology and the Sharing of Knowledge: Querying the Norms. In *Feminist Epistemology and Philosophy of Science: Power in Knowledge*, edited by Heidi E. Grasswick. 241–62. Dordrecht: Springer Netherlands.
- [24] ———. 2013. Feminist Social Epistemology. In *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2013 ed.), edited by Edward N. Zalta. <http://plato.stanford.edu/archives/spr2013/entries/feminist-social-epistemology/>.
- [25] ———. 2017. Trust and Testimony in Feminist Epistemology. *The Routledge Companion to Feminist Philosophy*. 256-267. Routledge.
- [26] ———. 2018. Understanding Epistemic Trust Injustices and Their Harms. *Royal Institute of Philosophy Supplements* 84 (November): 69–91.
- [27] ———. 2019. Feminist Epistemology. In *The Routledge Handbook of Social Epistemology*. 295–303. Routledge.
- [28] ———. 2021. Feminist Epistemology. *The Oxford Handbook of Feminist Philosophy*. 198-212. Oxford University Press.
- [29] Gross, Matthias, and Linsey McGoey. 2015. *Routledge International Handbook of Ignorance Studies*. Routledge.
- [30] Goldman, A.I. 1986. *Epistemology and Cognition*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- [31] Goldman, A. & Olsson, E.J. 2009. Reliabilism and the Value of Knowledge. In *Epistemic Value*. Haddock, A., Millar, A. & Pritchard, D.H. (eds.). 19–41. Oxford University Press
- [32] Guerrero, A.A. 2007. Don't Know, Don't Kill: Moral Ignorance, Culpability, and Caution. *Philosophical Studies* 136 (1): 59–97.
- [33] Harding, Sandra. 1983. Why Has the Sex/Gender System Become Visible Only Now? In *Discovering Reality: Feminist Perspectives on Epistemology, Metaphysics, Methodology, and Philosophy of Science*, edited by Sandra Harding and Merrill B. Hintikka, 311–24. Dordrecht: Springer Netherlands.
- [34] ———. 1986. *The Science Question in Feminism*. Cornell University Press.
- [35] ———. 1991. *Whose Science? Whose Knowledge?: Thinking from Women's Lives*. Cornell University Press.
- [36] ———. 1992. Rethinking Standpoint Epistemology: What Is 'Strong Objectivity?' *The Centennial Review* 36 (3): 437–70.
- [37] Hartsock, Nancy C. M. 1983. The Feminist Standpoint: Developing the Ground for a Specifically Feminist Historical Materialism. In *Discovering Reality: Feminist Perspectives on Epistemology, Metaphysics, Methodology, and Philosophy of Science*, edited by Sandra Harding and Merrill B. Hintikka. 283–310. Springer.
- [38] Houlgate, L.D. 1968. Knowledge and Responsibility. *American Philosophical Quarterly* 5 (2): 109–116.

- [39] Kourany, Janet A. 2022. Science for Better or Worse, a Source of Ignorance as Well as Knowledge. In *Routledge International Handbook of Ignorance Studies*. 178–90. Routledge.
- [40] Leonard, Nick, Epistemological Problems of Testimony, *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2023 Edition), Edward N. Zalta & Uri Nodelman (eds.), URL = <https://plato.stanford.edu/archives/spr2023/entries/testimony-episprob/>.
- [41] Martín, Annette. 2021. What Is White Ignorance? *The Philosophical Quarterly* 71 (4).
- [42] Medina, José. 2011. The Relevance of Credibility Excess in a Proportional View of Epistemic Injustice: Differential Epistemic Authority and the Social Imaginary. *Social Epistemology* 25 (1): 15–35.
- [43] ———. 2012. *The Epistemology of Resistance: Gender and Racial Oppression, Epistemic Injustice, and Resistant Imaginations*. Oxford University Press.
- [44] ———. 2013. Color Blindness, Meta-Ignorance, and the Racial Imagination. *Critical Philosophy of Race* 1 (1): 38–67.
- [45] ———. 2016. Ignorance and Racial Insensitivity. *The Epistemic Dimensions of Ignorance*.
- [46] ———. 2017. Varieties of Hermeneutical Injustice 1. In *The Routledge Handbook of Epistemic Injustice*. 41–52. Routledge.
- [47] ———. 2020. Trust and Epistemic Injustice 1. In *The Routledge Handbook of Trust and Philosophy*. 52–63. Routledge.
- [48] Mills, Charles. 1997. *The Racial Contract*. Cornell University Press. [邦訳:『人種契約』、杉村昌昭、松田正貴訳、法政大学出版、2022]
- [49] ———. 2007. White Ignorance. In *Race and Epistemologies of Ignorance*, edited by Shannon Sullivan Nancy Tuana. 11–38. SUNY Press.
- [50] ———. 2015. Global White Ignorance. *Routledge International Handbook of Ignorance Studies*. 408: 217–27. Routledge.
- [51] Peels, Rik, and Martijn Blaauw. 2016. *The Epistemic Dimensions of Ignorance*. Cambridge University Press.
- [52] Peels, Rik. 2023. *Ignorance: A Philosophical Study*. Oxford University Press.
- [53] Perez, Caroline Criado. 2019. *Invisible Women: Data Bias in a World Designed for Men*. New York: Abrams Press. [邦訳:『存在しない女たち：男性優位の世界にひそむ見せかけのファクトを暴く』神崎朗子訳、河出書房新社、2020]
- [54] Pohlhaus, Gaile. 2012. Relational Knowing and Epistemic Injustice: Toward a Theory of Willful Hermeneutical Ignorance. *Hypatia* 27 (4): 715–35.
- [55] ———. 2017. Varieties of Epistemic Injustice 1. *The Routledge Handbook of Epistemic Injustice*. 13–26. Routledge.
- [56] ———. 2021. Epistemic Oppression, Ignorance, and Resistance. In *The Oxford Handbook of Feminist Philosophy*, edited by Kim Hall and Ásta. 418–428. Oxford University Press.

- [57] Pritchard, Duncan. 2016. Ignorance and Epistemic Value. *The Epistemic Dimensions of Ignorance*. 132–43.
- [58] Proctor, Robert N., and Londa Schiebinger. 2008. *Agnotology: The Making and Unmaking of Ignorance*.
- [59] Rivera-López, E. 2006. Can There Be Full Excuses for Morally Wrong Actions? *Philosophy and Phenomenological Research* 73 (1): 124–142.
- [60] Rooney, Phyllis. 2017. Rationality and Objectivity in Feminism. In *The Routledge Companion to Feminist Philosophy*, edited by Ann Garry, Serene J. Khader, and Alison Stone. 243–55. Routledge.
- [61] Ruíz, Elena. 2020. Cultural Gaslighting. *Hypatia* 35 (4): 687–713.
- [62] Schemen, Naomi. 1993. *Engenderings: Constructions of Knowledge, Authority, and Privilege*. New York: Routledge.
- [63] ———. 2001. Epistemology Resuscitated: Objectivity as Trustworthiness. In *Engendering Rationalities*, edited by Nancy Tuana and Sandra Morgen. 23–52. Albany: State University of New York Press.
- [64] Spelman, Elizabeth. 2007. Managing Ignorance. *Race and Epistemologies of Ignorance*, 119–31. SUNY Press.
- [65] Sullivan, Shannon, and Nancy Tuana. 2007. *Race and Epistemologies of Ignorance*. SUNY Press.
- [66] Tanesini, Alessandra. 2020. Ignorance, Arrogance, and Privilege: Vice Epistemology and the Epistemology of Ignorance. In *Vice Epistemology*. 53–68. Routledge.
- [67] Townley, Cynthia. 2006. Toward a Reevaluation of Ignorance. *Hypatia* 21 (3): 37–55.
- [68] ———. 2011. *A Defense of Ignorance: Its Value for Knowers and Roles in Feminist and Social Epistemologies*. Lexington Books.
- [69] Tuana, Nancy. 2001a. Introduction. In *Engendering Rationalities*, edited by Nancy Tuana and Sandra Morgen. 1–20. Albany: State University of New York Press.
- [70] ———. 2004. Coming to Understand: Orgasm and the Epistemology of Ignorance. *Hypatia* 19 (1): 194–232.
- [71] ———. 2006. The Speculum of Ignorance: The Women’s Health Movement and Epistemologies of Ignorance. *Hypatia* 21 (3): 1–19.
- [72] Tuana, Nancy, and Shannon Sullivan. 2006. Introduction: Feminist Epistemologies of Ignorance. *Hypatia* 21 (3): i – iii.
- [73] Unger, P. 1975. *Ignorance: A Case for Scepticism*. Oxford: Clarendon.
- [74] Wylie, Alison. 2004. Why standpoint matters. In *The Feminist standpoint theory reader. Intellectual & political controversies*, ed. Sandra Harding. 339–351. New York: Routledge.[邦訳:「なぜスタンドポイントが重要なのか」『分析フェミニズム基本論文集』木下、渡辺、飯塚、小草訳、238–274、慶應義塾大学出版会、2022]

- [75] Van Woudenberg, R. 2009. Ignorance and Force: Two Excusing Conditions for False Beliefs. *American Philosophical Quarterly* 46 (4): 373–386.
- [76] Zimmerman, M.J. 1988. *An Essay on Moral Responsibility*. Totowa, NJ: Rowman and Littlefield.
- [77] ———. 2008. *Living with Uncertainty: The Moral Significance of Ignorance*. Cambridge University Press.
- [78] 中村信隆. 2017. 「無知に基づく侮辱的行為はいかにして責任を問われるか.」『倫理学年報』(66): 173-187.
- [79] 太田雅子. 2020. 「無知の責任と無知による行為の責任.」『国際哲学研究= Journal of International Philosophy』(9): 187-94.
- [80] 二瓶真理子. 2021. 「科学における価値と客観性に対するフェミニスト科学哲学のアプローチ: フェミニスト経験主義とフェミニストスタンドポイントの展開.」『松山大学論集』33 (1): 91-112.
- [81] 佐藤邦政. 2019. 『善い学びとはなにか—〈問いほぐし〉と〈知の正義〉の教育哲学』、新曜社
- [82] 飯塚理恵. 2022. 「認識的不正義」『哲学の探求』(49): 2-11.
- [83] ———. 2023. 「解釈的不正義という無知」『現代思想』51(7): 196-204.
- [84] 大橋一平. 2023. 「フェミニスト認識論における無知・信頼性・行為者性 解釈的周縁化に対する認識的責任」『哲学の探求』(50): 29-41.

著者情報

大橋一平(上智大学文学研究科博士前期課程)